時事新報定價

時事新報は毎號八面乃至十二面にして詳細の商況物價報告あり其代價逓送料廣告料は左の如し

一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓〇月曜休刊

〇時事新報社ヨリ直接ニ郵送スルモノハ右定價ノ外ニ一箇月十三錢ノ郵送料ヲ申受ク

時事新報廣告料（前金）

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十三錢	十一錢	十錢五厘

本社へ寄稿に付

東京府下を始め各府縣に通信社なるものありて是より各新聞社に報道を發送し各新聞社は之を受けて紙面を填塞するより各社同一の記事を掲ぐるもの寡からず獨り時事新報社は社員並に通信員の多きを以て斯類の社に通信を依頼せずと雖も世間往々此事を知らずして通信社にさへ報道すれば本社にも其報道は達する事と信ずる方多きが如し爲めに行違ひを生じたる場合も寡からざれば本社に記事論說を寄稿せんとする方は直接に本社に向け發送あらんことを請ふ

時事新報

休會中に手段なきか

議會は年末歳首に際して去る二十四日より來る八日まで凡そ十餘日間休會することゝなれり開會以來の成行を見るに政府の議案は大抵否決の運命に遇ひ豫算は委員の査定案通り異議なく通過するの有樣にして大勢は既に定まりたるもの〻如し即ち議會は今日までの方針を變ぜず飽くまでも一方に進まんとして政府も亦大に讓るの決心なきに於ては雙方の撞着は遂に免れずして或は停會もしくは解散の不幸を見るか然らざるも豫算の不成立に終る可きは世人の疑はざる所なれども又一方より見るときは熱したるものは案外に冷め易きの常にして例へば毛髪逆立鐵拳亂下の喧嘩爭論も風としたる機に一時中止するときは忽ち氣を轉じて相和することもあり俗に稱して氣を抜くと云ふ、十數日間の休會は議會の爲めに氣を抜くものにして議員の中にも或は家事の忙しきが爲めに姑く政海の念を去るものもあらん或は世間の評を聞き自から省みて其擧動の穩ならざりしを悟るものもあらん或は徐ろに今後の成行を考へて事の容易ならざるを察し悚然として自から怖るゝものもあらん人心一轉の機會なるのみならず今の黨派はれの〳〵其黨議を主張するが如くなれども內部の結合は案外固からずして既に地價修正の一事に就ても黨內に異論を生じて之を防ぐの手段に吸々たる程の內情さへありとのことなれば若しも昨今の休會中を好機會として政府より云々の條件を申出すか或は內密に手段を運らして銘々に說く所もあらば必ずしも一時を彌縫して目下の安を偸むの效能なきに非ず斯る手段は我輩の敢て望む所に非ざれども政府の政案既に一着を誤りたる今日に於て此他に工風もある可らず目下の成行に相應の鷹揚として深く咎むるに足らず現內閣が唯一の對議會策として提出したる地價修正の案の如き其發表に至るまで部內に於てさへ知るものなく政略の秘密を守りたるは賞す可きが如しと雖も斯る小策略を以て今日の難局に當らんと擬したるは自から政略家を氣取りて議會を侮りたるか然らざれば幕僚輩の言を輕卒に信じて政案の必中を期したるものならん何れにしても不智不明の責は免る可らず診察を誤りて病勢の進むは固より其處にして昨今に至りては自から思ひ當ることも多かる可しと雖も又一方より政府の事情を察すれば其發案者とも認む可き總理大臣は議會開會の前に差迫り不幸にも思掛けなき負傷の爲めに自から事の衝に當る能はず恰も戰に臨んで主將を失ふたると同樣の次第なれば代理者その人を得たりとするも百事手筈の狂ひを生じて駈引も自から違算なきを得ざる可し總理の不幸に就ては閣員に於ても實際當惑の事情もあらんなれば昨今の休會中所謂氣を抜くの好機會を利し裡面に種々の手段を運らし兎に角に一時の安を偸むの工風に從事して彼れ是れする中に主將の全快出陣の時節を期するも亦姑息の一法なる可し今日と爲りては流石の發案者も定めて當惑至極あらんと竊に察する所なれども內々の手段にて議會の氣を抜きたる其上に當局者の顏も變れば自から人氣を轉じて局面を新にするの機會なしとも云ふ可らず思ふに最初より一定の成算を定めて終始これを貫くが如き決斷は固より現內閣に向て望む可き注文にあらざれども臨機應變周旋彌縫の手段に於ては從來得意の跡も少なからずして時としては案外に效を奏したる例もなきに非ざれば今日の機會は正に其技倆を試みるの時なる可しと信ずるなり

雜報

○二十五年重要紀事（前號の續き）

五月

一日　代議士嶋田三郎氏暴人に毆打さる

二日　議員を兩院に召集す衆議院正副議長候補者各三名を撰擧し議長候補者は星亨河野廣中渡邊洪基三氏にて副議長候補者は曾禰荒助嶋田三郎渡邊洪基三氏なり

三日　星亨氏を衆議院議長に曾禰荒助氏を副議長に勅撰さる〇松本鼎增田繁幸の二氏貴族院議員に勅撰さる

七日　貴衆兩院に於て全院委員長を撰擧す侯爵西園寺公望氏は貴族院委員長に安部井磐根氏は衆議院委員長に當撰す

九日　副嶋內務大臣貴衆兩院に赴き演述し松方總理大臣亦衆議院に赴き施政の方針を說く〇勅任檢事磯部四郎氏職を辭して代言人と爲る蓋し弄花牌事件に係ると云ふ

十日　後藤遞信大臣貴族院に赴き演述す

十一日　衆議院民黨提出する所の撰擧干涉上奏案討論の後可否を決するに至り之を可とする者百四十三人之を否とする者百四十六人三人の少數を以て案遂に成立せず

十四日　衆議院民黨緊急動議ありと稱し總撰擧官吏干涉問題を提出す時に政府委員席に一人も在る者なし既にして松方大木榎本田中副嶋各大臣白根渡邊三好各次官相踵て席に就く論駁騷然松方總理演壇に登り提出問題の不可を論ず辭色與に決す竟に記名投票を行ふ之を是とする者百五十四名之を非とする者百十一名

十六日　衆議院一週間の停會を命ぜらる

十七日　大藏省第三十三國立銀行の鎖店を命ず

十八日　醉漢馬車を要して河野農商務大臣を驚かす

二十一日　壯士松方總理に辭職を勸告せし者あり〇夜半俄に保安條例を發し壯士百四十三人を皇城三里外の地に退去せしむ

二十三日　再び帝國議會を開く

二十八日　是より先き貴族院議員村田保氏法典實施延期案を提出す斷行延期の二派討論駁擊三日に亘る是日延期派勝を制す

三十日　福岡縣玄洋社書生二人衆議院議員高田早苗氏を途に要擊して背に重傷を負はしむ

三十一日　保安條例を布き玄洋社員三十七名を皇城三里外に退去せしむ

六月

五日　內務大臣副嶋種臣氏辭表を上る

八日　內務大臣副嶋種臣氏願に依て職を免じ樞密顧問官に任ぜられ松方總理大臣其後を兼攝す

十三日　新任米國全權公使クーム氏參內して大統領の信任書を捧呈す

十五日　帝國議會閉院式を行ふ

十七日　內閣大臣園遊會を赤坂離宮に催して兩院議員を饗す〇松岡檢事總長弄花事件の懲戒裁判開始の申立を爲す

二十日　司法大臣田中不二麿氏辭表を上る

二十二日　樞密顧問官西鄉從道同品川彌二郎の二氏辭表を上る

二十三日　司法大臣田中不二麿氏願に依て職を免ぜられ農商務大臣河野敏鎌氏司法大臣を兼任す〇伊達宗城氏大審院長兒嶋惟謙氏に辭職を勸むといふ〇陸軍砲兵大佐井上敎通氏陸軍少將に任ぜらる

三十日　樞密顧問官西鄉從道同品川彌二郎二氏願に依て本職を免ぜられ國民協會の領袖と爲る〇宮中顧問官山尾庸三氏勳一等に叙せらる

七月

二日　懲戒裁判下調べ廷を開き法官大審院長兒嶋惟謙氏以下を審問す

四日　天皇陛下遞信大臣伯爵後藤象次郎氏の高輪邸に幸す

五日　皇后陛下後藤邸に行啓

七日　天皇橫須賀軍港に幸して軍艦秋津洲の進水式に臨ませらる

八日　天皇陛下式部長鍋嶋直大氏の永田町邸に幸す

九日　皇后陛下鍋嶋侯邸に行啓

十一日　懲戒裁判に於て法官賭博事件免訴を宣告す

十四日　松方總理大臣の兼內務大臣を免ぜられ農商務大臣兼司法大臣河野敏鎌氏內務大臣兼司法大臣に任ぜらる樞密顧問官佐野常民氏農商務大臣に任ぜらる

十五日　葡萄牙政府締結條約中領事裁判に關する條款無効の件を公布す〇內務次官白根專一氏宮中顧問官に任ぜらる

十六日　京都府知事北垣國道氏內務次官に任ぜらる

十九日　內務次官北垣國道氏官に就かずして北海道廳長官に任ぜられ北海道廳長官渡邊千秋氏內務次官に任ぜらる〇勅令第六十五號を以て第三十三國立銀行の發行紙幣を禁止す

二十日　愛知縣知事千田貞曉氏は京都府知事に福岡縣知事安場保和氏は愛知縣知事に警視山田爲暄氏は福岡縣知事に任ぜらる〇鐵道局を遞信省に屬す

廿一日　鳥取縣知事西村亮吉氏願に依て職を免ぜられ高知縣知事調所廣丈氏は鳥取縣知事に沖繩縣知事丸岡莞爾氏は高知縣知事に宮中顧問官奈良原繁氏は沖繩縣知事に任ぜらる

二十三日　四國中國地方暴風雨兵庫岡山德嶋各縣水害甚しく人民死傷頗る多し

二十五日　[illegible]衆議院書記官長曾禰荒助氏願に依て職を免ず

二十六日　松方總理大臣天皇陛下に謁見して辭職を請願す天皇優旨聽し給はず

二十七日　高僧原坦山師寂す

二十八日　德大寺侍從長を松方總理大臣の邸に遣はされ其辭職を懇止せしめられ又榎本後藤河野佐野の四相をして之を止めしめ給ふ總理爲めに留職を諾す〇樺山海軍高嶋陸軍二大臣辭表を總理大臣の許に呈す〇爆發物を[illegible]に封入し大隈重信河野敏鎌二氏に贈るものあり

二十九日　大山巖仁禮景範川上操六三氏松方總理を訪ふて勸告する所あり總理復た意を辭職に決し參內辭表を上る

三十日　山縣陸軍大將黑田樞密顧問官を宮中に召され新內閣の組織を諮問あらせらる

（以下次號）

○巴奈馬運河會社事件（去る二十九日の續き）

超えて十一月二十二日の報を見るに佛國政治社會の有樣は益々紛擾に赴むきて先年武將軍主義の跋扈せし時と雖も中々以て今日の騷ぎには及ばず此先き益々深く取調べを爲すに連れ遂には如何なる大事を惹起すやも更に測り知るべからざる勢ひとなれり風說する所に據ればフレッチー氏（現任陸軍卿）は當時露國の一新聞紙を默せしめん爲めにとて二十萬法を會社より受取りたりと云ひ又大統領カルノー氏の近親にも賄賂を受けた

るものありと云ふ
決して左るとなしと
にも及ばんとするに
なれば何事も更に
と稱するものは自ら
を濫用したる一張本
如く巴里市內を橫行
者は常に面會すれば
如何となれば之を
社會に多數の收賄者
イナッフの俄かに死
し氏は始め巴奈馬運
千八百八十九年の
が書類を沒取され
の內務卿）の手に歸
き充分の證據を示
知るが故に自殺し
會社長レセップ氏は
して今は食卓へ望
わらざれば能はざ
就ては秘して更に
歩を進むるに付て
云ふ次に十一月廿
たる日なり當日議
も不思議なり或は
の說ある折柄政府
發せんとはせざる
之に答へ同人を診
氣を以て死したる
手續きを經たる後
と云ひ今度の事件
の云ふ所を主張し
論を闘はしたれど
數にて內閣の云ふ
閣員は遂に辭表を
後任の定るまで從

○大石辨理公使

朝鮮國京城に赴任

○同意を求むる

議院と政府の間に
突は前會に比して
費目に就ては一歩
々歲々政費節減論
本年は是非とも査
氣込み居れば衝突
ねさるべからざる
關しては敢て必ず
のにあらざれば斯
報して閉口せしめ
例を墨守せざるを
われども今回は斯
起すものは之なし
豫算議定權等に就
は少なからざれば
再發するの機會に

○山ノ手鐵道發車時刻（新橋赤羽間）新橋發（赤羽行）午前八時十分、十一時五十五分、午後一時五十分、五時●赤羽發（新橋行）午前九時、二十五分、午後零時二十分、三時十五分、七時十三分

○甲武鐵道發車時刻（新宿八王子間）內藤新宿發（下り）午前六時五十五分、九時五十五分、午後零時五十二分、四時、七時●八王子發　午前五時二十四分、八時十四分、十一時二十四分、午後二時十九分、五時二十九分

○[illegible]鐵道發車時刻　小山發（下り）午前六時四十分、九時十五分、午

五分、午後二時五分、五時三十分●上田發（下り）午前八時五十二分、午後零時十七分、三時三十七分、七時二分○（上り）午前八時十六分、十一時四十一分、午後三時一分、六時二十六分●長野發（下り）午前七時、十時二十分、午後一時四十五分、五時五分○（上り）午前七時五分、十時三十分、午後一時五十分、五時十五分●高田發（下り）午前九時四十七分、午後一時七分、四時三十二分、七時五十二分○（上り）午前七時十四分、十時三十四分、午後一時五十九分、五時十九分●直江津發　午前七時、

（以上上野迄）●福島發（下り）午前七時二十五分（黑磯迄）十一時四十[illegible]分（盛岡迄）午後三時四十七分（黑磯迄）十一時四十四分（青森迄）○（上り）午前二時廿五分、六時四十分　十時二十分（以上上野迄）午後二時三十八分（白河迄）●仙臺發（下り）午前二時四十分、六時四十分（以上青森迄）午

後二時五十五分（盛岡迄）○上野迄）十一時四十八分（白（下り）午前八時五十分、午三十五分（白河迄）午後一時（下り）午前五時五十り）午後九時二十六分（仙